

[研究論文]

核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島共和国対英国)判決(先決的抗弁)の検討  
——核軍縮交渉義務の実現過程と国際司法裁判所の役割の視点から——

山田 寿則

[Article]

**Examination of Judgements in the Cases Regarding Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament: From a Viewpoint of Realizing Process of Obligations to Negotiate Nuclear Disarmament and Role of the International Court of Justice**

**Toshinori YAMADA**

**Abstract**

On 5 October 2016, the International Court of Justice (ICJ) delivered its Judgments in the cases regarding Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament, instituted by the Republic of the Marshall Islands (RMI) against nine Nuclear Powers in 2014. Defendants in those cases are three powers, India, Pakistan and the United Kingdom all of whom accepted the jurisdiction of the ICJ through their declarations under Article 36 (2) of the ICJ statute. The Plaintiff, the RMI based its claim mainly on Article 6 of the Nuclear Non-Proliferation Treaty (NPT) and its corresponding customary rule, alleging a failure to fulfil obligations concerning negotiations relating to the cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament.

This article exams those Judgements, considering its implications on realizing process of obligations to negotiate nuclear disarmament, and the role of the ICJ in nuclear disarmament. The ICJ has dealt with some issues regarding nuclear weapons so far like nuclear tests and legality of the threat or use of nuclear weapons. In its 1996 Advisory Opinion the Court unanimously declared that “[t]here exists an obligation to pursue in good faith and bring to a conclusion negotiations leading to nuclear disarmament in all its aspects under strict and effective international control”.

In the 2016 Judgments, however, the Court upholds the objection to jurisdiction raised by the Defendants, based on the absence of a dispute between the Parties, rejecting the complaint of the RMI. In doing so, it adopted the “awareness” test which would decrease in disputes rising but increase in new applications coming. Judges opposing to the decisions by the ICJ criticize strongly this point based on the judicial economy and the sound administration of justice. Through those judgments, the Court showed self-restraining attitude to its role in realizing process of obligations to negotiate nuclear disarmament.

## はじめに

2016年10月5日、国際司法裁判所(ICJ)は「核軍備競争の停止および核軍縮についての交渉に関する義務事件」(以下、核軍縮交渉義務事件または本件と記す)について原告たるマーシャル諸島共和国(以下RMIまたはMIと記す)の訴えを却下する判決を下した<sup>1</sup>。ビキニ被爆でも知られるRMIは、2014年4月24日に核保有9カ国を相手取り、被告等が核軍備競争の早期停止と核軍縮につき誠実に交渉する義務の履行を怠っているとして、この義務不履行の認定と判決後1年以内に必要な核軍縮措置を取るよう命じることを求めて、ICJに提訴していた。原告はこの義務を核不拡散条約(NPT)6条およびこれと同内容の慣習国際法を根拠として主張した。

被告9カ国のうちICJの義務的管轄権を受諾しているのは英国、インドおよびパキスタンのみであるため、訴訟手続はこの3国をそれぞれ被告とする3事件について進められた。被告等はそれぞれの事件につきICJの管轄権の存在や請求の受理可能性を争う抗弁を提起したため、ICJは先ずこれらの問題を審理し判決を下すこととなり、2016年3月には口頭弁論を終えて、判決が待たれていた<sup>2</sup>。

原告が援用するNPT6条は、同条約の締約国が191カ国に上る現状においては、現在の国際社会における核軍縮推進の中核的な法的根拠といえる。しかし、その義務の内容は、あくまでも誠実交渉義務であって、その交渉の主題は核軍縮の「効果的な措置」と規定されるにとどまり、その具体的内容は条文上では特定されていない。加えてその達成期限も明示されていない。

他方で、後述するように国際社会が目指す「核兵器のない世界」達成の法的基盤たるNPT6条の解釈をめぐっては諸国間に鋭い対立が存在し、その義務の履行およびこれにより達成が目指されている目的は、NPT発効後45年を経ている現在においても、いまだ実現していない。

核軍縮という各国および国際社会の安全保障に深くかかわる事項の処理は、一見すると専ら政治的プロセスを経て実現するものであり、そこに法の介入する余地はないようにも思われる。しかし、前述のように、NPT6条という確固たる条約法規が存在し、かつ主要な核兵器国を含めて国際社会のほぼすべての国がこれに法的に拘束されている点からすれば、核軍縮の進展は、6条に規定される核軍縮の誠実交渉義務の履行過程ないしは実現過程であるにとらえることは可能である。

すでにICJは核実験および核兵器の使用・威嚇の合法性の問題を扱ってきている。とりわけ後者においては、ICJは1996年核兵器勧告的意見において6条義務につき次のように踏み込んだ解釈を示した。すなわち、この義務は単なる行動の義務を超えているとしたうえで、「特定の行動進路をとること、つまり、この事項につき誠実に交渉を進めることによって、明確な結果——あらゆる点における核軍縮——を達成すること」がこの義務の内容に含まれているとし、主文において「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実にやり、かつ完結させ

1 Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v. India), Jurisdiction and Admissibility, Judgement of 5 October 2016; Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v. Pakistan), Jurisdiction and Admissibility, Judgment of 5 October 2016; Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v. United Kingdom), Preliminary Objection, Judgement of 5 October 2016.

2 提訴からこれまでの経緯については、山田寿則「マーシャル諸島共和国による国際司法裁判所への提訴と核軍縮義務の展開」『文教大学国際学部紀要』25巻2号(2015年)、同「核軍縮交渉義務事件と核軍縮へのアプローチ—マーシャル諸島共和国対英国事件を手掛かりに」『文教大学国際学部紀要』26巻2号(2016年)、参照。

る義務が存在する」と判示した<sup>3</sup>。ICJは、実施・方法の義務と結果の義務という義務の作用上の分類論の視点から6条義務を解釈し、その内容をより明確化させたといえる。

このICJの判示は、核軍縮をめぐる諸国の行動を「あらゆる点における核軍縮」すなわち「核兵器の全面的な廃絶」に向けて「誠実に交渉」しているか否かという基準から法的に評価することの可能性を示している。本件はICJの紛争機能を手段としてこの可能性が探求された事例とみることにもできる。

では、この核軍縮義務の実現過程の中で、ICJはどのような役割を果たしうるか、あるいはその限界はどこにあるといえるだろうか。本稿は核軍縮交渉義務事件判決を紹介しつつ、この判決の持つ含意を考察し、ICJが上記の問題にどのように応えようとしているかを検討する。

以下では、まず、現在におけるNPT6条義務の履行をめぐる諸国間の議論を紹介し、次に本件判決を紹介・検討し、加えて判決で扱われなかった論点をめぐる当事者の主張を検討したうえで、最後に若干の考察を行う。

## I. NPT 6条義務の履行をめぐる議論の現状

NPT6条に規定される核軍縮の「効果的な措置」をめぐることは、従来から多様な議論が存在してきたが、現在では、国連総会において種々の提案がなされている。とりわけ、2015年の国連総会決議70/33に基づき総会の下に設置され、2016年に活動した、「多国間核軍縮交渉を前進させるオープンエンド作業部会」(OEWG)において活発な議論が進められた。同決議では、「核兵器のない世界を達成し、および維持するために締結される必要がある具体的で効果的な法的措置、法的規定および規範に実質的に取り組む」ためにOEWGを招集することを決定し(パラ2)、並びにOEWGが国連総会に対して合意された勧告を提出することを決定した(パラ7)。

OEWGは、同決議に基づき2016年1月の準備会合を経て、2月、5月および8月に計30回の実質審議の会合を開催し、8月19日に総会に対する勧告を含む報告書を投票によって採択した<sup>4</sup>。正式な参加国のリストは発表されていないが、会合終盤には約100カ国と多数の市民社会が参加したとされる<sup>5</sup>。

採択された報告書では、「核不拡散条約(NPT)第6条が、各締約国の義務、とりわけ、核軍縮に関する効果的措置につき誠実に交渉する義務を確立していることを想起し」たうえで(パラ23)、「NPTの条文が、同条約6条を履行するために追求されるべき特定の具体的措置に関しては、特定の指針を与えていないこと」および「効果的な法的措置の発達が、同条約6条における核軍縮義務の実施にあたり要請されてきていること」に留意している(パラ24)。そのうえで、OEWGは国連総会に対して次のように勧告した。

3 Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, ICJ Reports 1996, p. 264, para. 99 and p. 267, para 105(2)F.

4 Report of the Open-ended Working Group taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations, United Nations, doc. A/71/371.

5 OEWGに関する国連の公式サイトは国連ジュネーブ本部のサイト(<http://www.unog.ch/>)から辿ることができる。また、審議の詳細については以下のように現地参加者による報告などが研究機関および市民社会側からウェブ上に公開されているので、詳細はこれに譲りたい。日本語のサイトとしては、RECNA(<https://oewg2016.wordpress.com/>)、核兵器廃絶日本NGO連絡会(<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>)、ピースデポ(<http://www.peacedepot.org/menunew.htm>)などを参照。

## V. 結論と合意された勧告

66. 作業部会は、核兵器のない世界を達成し、および維持するために締結される必要がある具体的で効果的な法的措置、法的規定および規範を彫琢するための更なる努力が追求されるしかつ追求されるべきことを勧告する。作業部会は、NPT およびそこでなされたコミットメントの重要性を再確認し、かつかかるいかなる措置、規定および規範の追求も、NPT の 3 本柱を含む核軍縮・不拡散レジームを補完しかつ強化すべきことをさらに考慮する。

67. 作業部会は、[報告書の]34 項に概述されているような、核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉するための、すべての国に開かれ、国際組織および市民社会の参加と貢献を得る会議を総会が 2017 年に招集することを、広範な支持を得て(註 3)、勧告する。作業部会は、他の諸国(註 4)が前記勧告に同意していないことを認め、ならびに同諸国が、多国間核軍縮交渉を前進させるいかなるプロセスも、国、国際および集団の安全保障上の懸念に取組まなければならないことを勧告し、合意が存在していない 40 項および 41 項に概述されているような、多国間核軍縮交渉を前進させるための並行的かつ同時的で効果的な法的および非法的措置からなる実際のステップの追求を支持したことを認める。

(註 3) この勧告を支持する国は、とりわけ、アフリカグループ(54カ国)、東南アジア諸国連合(10カ国)およびラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(33カ国)の構成国、並びにアジア・太平洋および欧州の一定数の諸国からなる。

(註 4) この勧告を支持する国は、とりわけ、漸進的アプローチを唱える 24カ国からなる。

68. 作業部会はまた、諸国が、本報告書で示されたような多様な措置であって、以下のものを含むがそれに限定されない、多国間核軍縮交渉を前進させることに寄与し得るものを適宜に実施することを考慮すべきことを勧告する。即ち、既存の核兵器に伴うリスクに関する透明化措置、事故、過誤、不許可または意図に基づく核兵器爆発のリスクを低減しかつ根絶するための措置、いかなる核兵器爆発によってももたらされる幅広い人道上の帰結の複雑性と相互関連についての認識と理解を向上させる更なる措置、並びに、多国間核軍縮交渉の前進に寄与し得るその他の措置、である。

このように OEWG は 3 つの勧告を行っているが、その中心となりかつ最も議論が対立したのは 67 項の勧告、即ち、核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉する会議を 2017 年に招集することを国連総会に求める勧告である。これには上記に示されるように「広範な支持」が集まり、OEWG による勧告として採択されている。同項には、「他の諸国」が支持する別の勧告が記載されている。これは、具体的には NATO 諸国や日本などの核依存国による安全保障を重視したいわゆる「漸進的アプローチ」の主張であるが、この勧告は OEWG による勧告とはされず、かかる少数意見の存在が認識されるにとどまっている<sup>6</sup>。

6 なお、記載内容がこのような複雑な構造になっているのは、会議最終日に示された議長案では、67 項では上記 2 つの勧告が存在することをそれぞれ認識するにとどめ、66 項にあるように具体的で効果的な法的措置等について「更なる努力」を求めるという、いわば両論併記の報告書となっており、これについてコンセンサスが成立しつつあったところ、採択直前に後者の勧告を支持するオーストラリア等が投票による採択を求め、これに対抗して前者の勧告を支持するグアテマラが最終案につながる修正案を急ぎ提案し、採択に至った結果である。この報告書は、賛成 68、反対 22、棄権 13 で採択された。投票は記録されていないが、日本は棄権したとされる。

この OEWG の報告書は、NPT 6 条にいう核軍縮の「効果的な措置」をめぐるのは複数の見解が対立していることを示している。まず、「広範な支持」があるとされた 2017 年に国連総会の下で招集される会議において交渉される「核兵器の全面的廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書」(a legally-binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination) それ自体が、次に見るように多様な見解を含んでいる。2016 年 OEWG の 2 月会期では、非核兵器国や市民社会からは何らかの形で核兵器を禁止する条約や国際文書の提案が相次いでなされた、これを承けて 4 月にタニ議長(タイ)が作成した諸提案を整理した統合文書では、核兵器のない世界を追求するための次の 4 つのアプローチが示されていた。①包括的核兵器禁止条約、②いわゆる BAN 条約、③枠組条約、④ビルディングブロック(積み木方式)に基づく漸進的アプローチである。④は核兵器依存国の立場であるが、①～③はいずれも非核兵器国による主張であり、何らかの形で核兵器の法的禁止・廃絶に結びつけるアプローチである<sup>7</sup>。これらのアプローチを支持する諸国を中心に「広範な支持」を得ている前記「法拘束的文書」が具体的に何を意味するかは、現時点において必ずしも明瞭ではない。これら諸国の主張が BAN 条約に収斂しつつあることは確かである。例えば、①の具体例といえるモデル核兵器禁止条約を従来から主唱してきたコスタリカなども今回 BAN 条約支持を明らかにした。しかし、法拘束的「文書」(instrument)<sup>8</sup> という慎重な表現が使用されていることから伺えるように、今回の「広範な支持」は、2017 年の国連の下での交渉開始という点にあるのであって、必ずしも法拘束的文書の内容についてはない。この具体的内容は今後の交渉過程でさらに議論される余地を大いに残しているように思われる。

また、上記④を支持した諸国が、OEWG 報告書の勧告に同意していない「他の諸国」であり、漸進的アプローチこそが、NPT 6 条の義務の履行にあたりと主張している。

なお、本稿執筆時点では、この OEWG 報告書を承けて国連総会第 1 委員会は、「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉する国連会議を 2017 年に開催することを決定」(パラ 8) し、「会議参加国に対して、核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を可及的速やかに締結するための最善の努力を払うことを求め」る(パラ 12)決議案を採択している<sup>9</sup>。

## II. 判決(多数意見)の内容

このような議論が国連総会の下で展開されている最中に、本判決は申し渡された。以下その内容を見ておく。3 つの判決(以下、3 つの事件をそれぞれ対英事件、対印事件および対パ事件と称する)はほぼ同一の内容であり、ここでは対英事件判決を中心にして、必要に応じて他の 2 判決を参照する(以下、パラとあるのは対英事件判決文の段落番号、対印・対パの後の数字はこの 2 判決文での段落番号を指す)。

7 ①は従来から NAM 諸国が支持しており、コスタリカとマレーシアは「モデル核兵器禁止条約」を国連総会や NPT 会合に提出している。②は ICAN などの市民社会が主張し、最近ではメキシコなどがはっきりと支持を表明するに至った。③はスイスやスウェーデンが支持しており、市民社会ではバーゼル平和事務所などが主張している。なお、スイス、スウェーデンは報告書採択について棄権している。この点では、いわゆる人道的アプローチをとる諸国にも温度差があることがうかがえる。

8 この文言は前記①でいう条約(convention)も②でいう条約(treaty)も、さらには③でいう枠組み合意/framework agreements)も意味し得る広範な用語である。

9 2016 年 10 月 27 日に賛成 123、反対 38、棄権 16 で採択されている(A/C.1/71/L.41)。

判決主文においては次のように判示された。

このような理由から、裁判所は、

(1) 8対8により、裁判所長の決定投票により、

当事者間の紛争の不在に基づき、[連合王国]により提起された管轄権に対する最初の先決的抗弁を支持する。

(2) 9対7により、

裁判所は本件の本案に進むことはできないと判断する。(パラ 59、対印 56、対パ 56)<sup>10</sup>

つまり、判決では、①原告と被告との間にそもそも「紛争」は存在しておらず、②本案に進むことはできないとされた。「紛争」が存在しない以上、法律的「紛争」の裁判を任務とする ICJ にはもともと管轄権がないこととなり、したがって、その他の争点を審理する必要もないため、これ以上裁判を続けることはできないという趣旨である。

この紛争の存否は、3事件に共通の争点となっていた。これについて被告等は概ねこう主張している。即ち、原告は被告の核軍縮義務不履行に基づき提訴しているが、かかる主張は原告と被告の間では事前に提起されておらず、したがって当事国間にこのことに関する「紛争」は存在しないと。特に英国は、提訴に際しては事前通告要件が国際法上確立していると主張した<sup>11</sup>。また、印パはともに核兵器禁止条約締結交渉開始を呼びかける国連総会決議(いわゆるマレーシア決議)の賛成国であり、この点からも原告・被告間に立場の違いはなく、そもそも紛争は存在していない等と主張している<sup>12</sup>。これに対して RMI は、提訴直前の 2014 年 2 月にメキシコ(ナジャリット)で開催された核兵器の人道上的影響に関する会議において RMI 代表の発言において、NPT 第 6 条および慣習国際法上の核軍縮義務を核保有国が履行していないことを明確に指摘している等と反論していた<sup>13</sup>。

判決は、まず紛争の存否に関する基準を示し(パラ 36～43)、ついで当事者の主張に対する裁判所の判断を示している(パラ 44～57)。

---

10 票決の内訳は以下のとおり。

(1) 項につき、

賛成：アブラハム裁判所長(フランス)、小和田(日本)、グリーンウッド(英国)、シュエ(中国)、ドノヒュー(米国)、ガヤ(イタリア)、バンダリ(インド)、ゲボルギアン(ロシア)

反対：ユースフ(ソマリア)次長、トムカ(スロバキア)、ベヌーナ(モロッコ)、カンサード・トリンダーデ(ブラジル)、セプティンデ(ウガンダ)、ロビンソン(ジャマイカ)、クロフォード(オーストラリア)、ベジャウイ(アドホック裁判官、アルジェリア)。

(2) 項につき、

賛成：アブラハム、小和田、トムカ、グリーンウッド、シュエ、ドノヒュー、ガヤ、バンダリ、ゲボルギアン

反対：ユースフ、ベヌーナ、カンサード・トリンダーデ、セプティンデ、ロビンソン、クロフォード、ベジャウイ  
対印事件および対パ事件の評決は、ともに(1)項につき 9 対 7、(2)項につき 10 対 6 であり、対英事件で反対したユースフ次長がそれぞれにつき賛成票を投じたことを除き、判事達の賛否の投票行動は 3 事件とも同じである。

11 Preliminary Objections of the United Kingdom, pp. 12-25, paras. 26-50.

12 Counter-Memorial of India, pp.2-26 paras. 3-16; Counter-memorial of Pakistan, pp. 42-51, paras. 8.1-8.48.

13 例えば対英事件につき以下参照。Written statement of the Marshall Islands of 15 October 2015, pp. 7-20, paras. 5-48.

## A. 紛争存否の判断基準について

まず、紛争の存否の判断基準については以下のように述べる。

最初に、ICJ 規程の関連条文に基づき、裁判所の任務は、国家が ICJ に対して付託する紛争を国際法に従って裁判することであり(38条)、裁判所は、選択条項受諾宣言を出した規程当事国間で生じうるすべての「法律的紛争」につき管轄権を有する(36条2)。よって、当事者間の紛争の存在が裁判所管轄権の要件である、としている(パラ36)。

次いで、「裁判所の確立した判例法による」として、マヴロマチス事件 PCIJ 判決<sup>14</sup>を引用して、紛争とは当事者間の「法または事実の論点に関する不一致、法的見解または利益の衝突」であることを確認し、南西アフリカ事件判決(先決的抗弁)<sup>15</sup>を引用して、紛争が存在するためには「一方当事者の請求が他方当事者によって積極的に反対されていることが示されなければならない」ことを示す。さらに、双方の側が「一定の」国際義務の「履行または不履行の問題につき明らかに対立する見解を有して」<sup>16</sup>いなければならない、とする(パラ37)。

これに関連して、紛争の認定に関する考慮事項(事前交渉や通告の要否)について関連判決を引用しつつ次のように判示する。即ち、裁判所による紛争の存在の決定は、実質の問題であって、形式または手続の問題ではない<sup>17</sup>。規程36条2による宣言に基づき事件が裁判所に係属する場合には、その関係する宣言の一がそのように規定していない限りにおいて、事前の交渉は必要とされない<sup>18</sup>。さらに、「公式の外交上の抗議は、一方当事者の請求に他方当事者の注意を喚起するためには重要な措置であるかもしれないが、かかる公式の抗議は」紛争の存在にとっては「必要条件ではない」<sup>19</sup>。同様に、提訴の意図の通告は事件係属の条件として要求されてはいない<sup>20</sup>、と述べている(パラ38)。

証拠の認定については、やはり関連判例を引用しつつ、以下のように述べる。紛争の存否は、事実の検討に基づかねばならず、裁判所による客観的な決定事項である<sup>21</sup>。このために、裁判所は、とりわけ当事者間で交換された声明または文書<sup>22</sup>、並びに多国間の場においてなされたやり取り<sup>23</sup>

14 Mavrommatis Palestine Concessions, Judgment No. 2, 1924, P.C.I.J., Series A, No. 2, p. 11.

15 South West Africa (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1962, p. 328

16 Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 50, citing Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania, First Phase, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1950, p. 74.

17 Cf. Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2011 (I), p. 84, para. 30; Interpretation of Judgments Nos. 7 and 8 (Factory at Chorzów) (Germany v. Poland), Judgment No. 11, 1927, P.C.I.J., Series A, No. 13, pp. 10-11.

18 Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998, p. 322, para. 109.

19 Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 72.

20 Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998, p. 297, para. 39.

21 Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 50.

22 Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment, I.C.J. Reports 2012 (II), pp. 443-445, paras. 50-55.

23 Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2011 (I), p. 94, para. 51, p. 95, para. 53.

を考慮する。その際、裁判所は、「声明または文書の発出者、その意図されたまたは実際の名宛人およびその内容」を考慮する<sup>24</sup>、という(パラ 39)。

続けて、裁判所は、声明や文書の交換などの外交上のやり取りが不在である場合について以下のように述べる。即ち、当事者の行動もまた、とりわけ外交上のやり取りが存在していない場合には、重要となりうる<sup>25</sup>。裁判所が確認しているように、「法または事実の論点の不一致、法的見解または利益の衝突、あるいは一方当事者の請求についての他方当事者による積極的反対は、必ずしも明示的に(*expressis verbis*)述べられる必要はない。(中略)当事者の立場または態度は、当該当事者の表明された見解がいかなるものであれ、推論によって確認できる」<sup>26</sup>としたうえで、次のように先例を引用する。即ち、とりわけ、かつて裁判所は「紛争の存在は、対応が要求される事態において、ある請求に対する国による対応の不在から推論し得る」<sup>27</sup>と判示した、と(パラ 40)。

このように裁判所は紛争の存在は当事者の行動から推論し得るとしたうえで、その推論の認定基準を次のように示す。即ち、その証拠は、裁判所に付託された争点に関して当事者が「明らかに対立する見解を有している」ことを示さなければならない(上記パラ 37)。「紛争の存在を検討した裁判所の従来判決で考慮されているように、被告が自らの見解が請求国により『積極的に反対されている』ことを認識していたこと、または認識していなかったはずがないことが、証拠に基づき示されている場合に、紛争は存在する」(a dispute exists when it is demonstrated, on the basis of the evidence, that the respondent was aware, or could not have been unaware, that its views were “positively opposed” by the applicant)<sup>28</sup>、と(パラ 41)。

このように、裁判所は紛争の存在が推定される基準を示したうえで、以下のように、紛争が存在すべき時点につき次のように判示する。即ち、原則として、紛争の存在を決定する期日は、請求が裁判所に提出された期日である<sup>29</sup>。実際、裁判所の任務は「付託される紛争を国際法に従って裁判すること」であることが裁判所規程 38 条 1 に述べられている場合においては、これはその付託の時点で存在する紛争に関係している、と(パラ 42)。

これを承けて、提訴後の当事者の行為については、次のように述べる。即ち、請求に続く行為(または請求そのもの)は、多様な目的につき、とりわけ紛争の存在を確認するため<sup>30</sup>、その主題を

24 *Ibid.*, p. 100, para. 63.

25 *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, paras. 71 and 73.

26 *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998, p. 315, para. 89.

27 *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2011 (I), p. 84, para. 30, citing *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998, p. 315, para. 89.

28 *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 73; *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2011 (I), p. 99, para. 61, pp. 109-110, para. 87, p. 117, para. 104.

29 *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 52; *Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (Georgia v. Russian Federation)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2011 (I), p. 85, para. 30.

30 *East Timor (Portugal v. Australia)*, Judgment, I.C.J. Reports 1995, p. 100, para. 22 and p. 104, para. 32.



明確化するため<sup>31</sup>、または裁判所が判決を下すまでに紛争が消滅したか否かを決定するため<sup>32</sup>には、重要でありうる、と。しかしながら、請求または裁判手続においてなされた当事者による後にされた行為および声明のいずれによっても、同手続において紛争の存在の条件が満たされたとして裁判所が判断することはできない<sup>33</sup>、として、その理由を次のように述べている。即ち、仮に、裁判所がその手続におけるやり取りから生じる紛争につき管轄権を有するとすれば、被告は自らの行為に対してなされた請求に対して手続が開始される前に対処する機会を奪われることになる。さらに、紛争は、原則として、請求の提出に先立ち存在しなければならないという規則が崩壊することになる、という(パラ43)。

このように、ICJは、自らの判例を踏襲して紛争とは「法的又は事実に関する論点の不一致、法的見解の衝突」であることを確認したうえで、その存否は形式ではなく実質により判断されるから、事前交渉や公式の抗議、提訴意図の通告も不要だとして、被告側の主張の一部を退けたが、他方で争点に関して当事者が「明らかに対立する見解を有している」ことが示される必要があるとして、「被告が自らの見解が請求国により『積極的に反対されている』ことを認識していたこと、または認識していなかったはずがないことが、証拠に基づき示されている場合に、紛争は存在する」との要件を示した。なお、このいわゆる「認識」テストの評価は、後述するように判事間で大きく見解が分かれている。また、この紛争付託期日において紛争の存在を要するという点については、後述するように判事間で見解は多様である。なお、上記に示された紛争認定の判断基準は、対印33-40、対パ33-40においてもまったく同一である。

## B. 当事者の主張についての裁判所の判断

上記判断基準に照らして、裁判所は当事者の主張につき次のように判断を示す。

まず、MIがその核実験被害ゆえに核軍縮への関心に特段の理由をもつことに留意したうえで、なお裁判所は管轄権充足を判断する必要があり、かつ請求国は紛争が存在するとの主張を支える事実を証明しなければならないと述べる(パラ44)<sup>34</sup>。

次いで、被告英国による、提訴に先立ち当事者間での交渉または事前の通告が必要であるとの主張を取り上げ、次のように判示する。即ち、英国は、国際法委員会(ILC)の国家責任条文43条をとりわけ強調する。同条は、責任があるとされる国に対して「請求の通告を行う」ことを被害国に対して要請する。48条3は、責任を追及する被害国以外の国についても必要な変更を加えて(*mutatis mutandis*)同要件を適用する。しかしながら、裁判所はILCのコメンタリーが次のように特定していることに留意する。即ち、同条は「国際裁判所の管轄権の問題、あるいは一般に、かかる裁判所に付託された事件の受理可能性の問題には関係しない」<sup>35</sup>と。さらに、裁判所は、規程36条2に従ってなされた

31 *Obligation to Negotiate Access to the Pacific Ocean (Bolivia v. Chile)*, Preliminary Objection, Judgment, I.C.J. Reports 2015 (II), p. 602, para. 26.

32 *Nuclear Tests (Australia v. France)*, Judgment, I.C.J. Reports 1974, pp. 270-271, para. 55; *Nuclear Tests (New Zealand v. France)*, Judgment, I.C.J. Reports 1974, p. 476, para. 58.

33 *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal)*, Judgment, I.C.J. Reports 2012 (II), pp. 444-445, paras. 53-55.

34 ここで *Border and Transborder Armed Actions (Nicaragua v. Honduras)*, Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 1988, p. 75, para. 16 を引用している。

35 See ILC Commentary on the Draft Articles on the Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, Report of the International Law Commission, United Nations, doc. A/56/10, 2001, paragraph 1 of the Commentary on Article 44, pp. 120-121.

宣言に基づき事件が係属する場合において、その宣言の一がそのように規定していないときには、通告または事前交渉は要求されているという見解を退けてきた。裁判所の判例法理(jurisprudence)は、紛争の存否の問題を、その紛争がいかなる形式をとるか、あるいは被告が通告を受けたか否かではなく、紛争が実質的に存在するか否かに関わる管轄権問題として扱う、と(パラ 45)。

なお、対印 42 は上記とほぼ同一であるが、他方で対パ 42 では結論はほぼ同一であるものの、ILC 条文は援用されていない。これはパキスタンが ILC 条文を援用しなかったためである。

判決はこのように被告等の主張の一部を退けたものの、以下に見るように原告の主張を中心的に取り上げ、これを全面的に退けている。

対英事件判決では、MI の主張を以下 4 点にわたり検討している。即ち、①多国間フォーラムでの MI の諸声明、②提訴それ自体ならびに本訴訟手続での当事者の立場、③多国間フォーラムでの被告の投票態度、④提訴前後の被告の行動、この 4 点である(パラ 46)。

なお、対印 43 および対パ 43 では、MI の主張を上記①、②、④の 3 点にわたり、対英事件判決と同旨の検討を行っている。

## 1. 多国間フォーラムでの声明

裁判所は、MI は被告等との 2 国間交渉の欠如を認めていることを確認し(パラ 47、対印 44、対パ 44 もほぼ同旨)、まず、多国間フォーラムでの MI の声明の検討を行う。そこでは明確に対立する見解が示されているかどうか争点であるとされる(パラ 48、対印 45、対パ 45 も同旨)。

その上で、第 1 に、2013 年の核軍縮に関する国連ハイレベル会合における MI の声明については、声明というものは、「請求が向けられた国が主題に関して紛争が存在している、または存在し得ると特定できるよう十分な明確性をともなって」請求の主題に言及する場合にのみ、紛争を提起し得るとされ、MI が依拠する 2013 年声明はこれら要件を満たしていない、とした(パラ 49、対印 46、対パ 46 も同旨)。

第 2 に、2014 年 2 月にメキシコで開催された核兵器の人道上的影響に関する会議(ナジャリット会議)における MI による声明については以下の点が指摘されている。①同会議に被告(英国)は欠席していること、②同会議の主題は軍縮交渉ではなく、核兵器の人道上の影響というより広い問題であること、③ MI の声明はすべての核兵器国の行為の一般的非難を含んでいるが、英国の違反行為を特定していないこと、である。とくに③の特定性については、MI が主張するようにナジャリット声明が、被告の国際責任の追及を狙いとするのであれば、特段に必要であるとする。そのうえで、同声明の一般的な内容およびその文脈に照らして、同声明は英国による特定の対処を求めていると指摘し、よって、いかなる見解の対立も、かかる対処の不在からは推定できないとする。「ナジャリット声明は、NPT 6 条およびこれに対応する慣習国際法上の義務の範囲につき、またはかかる義務の英国による履行につき、MI と英国間において特定の紛争を存在させるには不十分である」としている(パラ 50、対印 47、対パ 47 も、印パによる会議出席への言及を除き、同旨である)。なお、対英事件では、上記 2 声明に加えて MI により主張された他の声明が取り上げられ、そのいずれも英国による違反が特定されていないとされている(パラ 51)。

上記の検討を踏まえて、裁判所は「あらゆる事情において、これら声明を個別に見た場合でもまとめた場合でも、これらに基づくと、英国がその義務に違反していると MI が主張していることを英国が認識しているということ、あるいは認識していなかったはずがないということとはできない」と結論している(パラ 53、対印 48、対パ 48 も同旨)。

## 2. 提訴それ自体および手続における声明

第2に、MIは請求訴状の提出それ自体が紛争の存在を確立するために十分でありうると主張し、また、両当事者による手続の過程でなされた他の声明を両者の見解対立の証拠として指摘する(パラ53。対印49、対パ49も同旨)。

これに関しMIは、①ある種の財産事件(リヒテンシュタイン対ドイツ)、②カメルーン・ナイジェリア領域海洋境界事件(カメルーン対ナイジェリア)、③ジェノサイド条約適用事件(ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴ)、この3つの事件を援用した。これに対し裁判所は、これら事件はその主張を支持するものではないとして、3事件につき以下のように判示した。①ある種の財産に関する事件では、紛争の存在は明らかに、請求訴状の期日に先立つ当事者間の双方向的やり取りにおいて言及されていた<sup>36</sup>。②領域海洋境界事件については、事後の資料の参照は、紛争の範囲に関するものであって、その存否に関してではなかった<sup>37</sup>。③ジェノサイド条約適用事件については、とりわけ本件とのかかわりでは、進行中の武力紛争に関係している事件であったことに触れたうえで、裁判所は、紛争の存在を示している請求提出以前の証拠に明示的に言及していなかったことは事実であるが、当事者等の事前の行為は紛争の存在を確立するためには十分であった<sup>38</sup>とした。裁判所が焦点にした争点とは、紛争が生じた期日ではなく、その紛争の本来の主題、それが関係付託合意条項の範囲に該当するかどうか、およびそれが裁判所の判決の期日において「維持されていた」かどうか、であったと付言している。このようにMIが論拠とする3事件につき判示したうえで、裁判所は「請求訴状においてまたはその事後であっても、なされた声明または展開された請求は、様々な目的で重要である場合がある——とりわけ付託された紛争の範囲を明確化する点で——が、それらは新たな(*de novo*)紛争、すでに存在しているわけではない紛争を生み出すことはできない」と結論した(パラ54。対印50、対パ50も同旨)。

## 3. 投票の記録

第3に、裁判所は、MIが核軍縮に関する多国間フォーラムでの両当事者の投票記録を参照しているとして、具体例として、MIが判事への回答で示した、「核軍縮に関する総会の2013年ハイレベル会合のフォローアップ」と題する2013年12月5日採択の総会決議68/32を挙げる。この決議2項で総会は「核軍縮についての法的義務とコミットメントの緊急の履行」を求め、同4項で「包括的核兵器禁止条約の早期締結に向けた軍縮会議における交渉を緊急に開始すること」を求めている。同決議は賛成137、反対28、棄権20で採択され、MIは賛成し、英国は反対であった(パラ55。なお、印パは同決議には賛成している)。

この投票記録について裁判所は、決議の対象となる争点に関する法律的紛争の存否についての結論を総会のような政治的機関における決議から推定する際には、相当程度の注意が必要である、としたうえで、決議の文言および同一主題についての諸決議への投票または投票パターンは、ある状況では、とりわけ声明が投票説明の形式でなされる場合には、法律的紛争の存在の重要な証拠とな

36 Certain Property (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2005, p. 19, para. 25.

37 Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998, p. 317, para. 93.

38 Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1996 (II), p. 614, paras. 27-29.

りうる、と評価する。しかしながら、「多くの異なる提議を含む決議もあり、かかる決議への国の投票はそれだけでは、同決議上の各提議およびすべての提議についての同国の立場の表示としてみることができないし、これら提議の一つに関する同国と他国との間の法律的紛争の存在については言うまでもない」と結論している(パラ 56。対印 53、対パ 53 も同旨)。なお、この箇所だけ、「紛争」の存否ではなく、「法律的紛争」の存否の問題として論じられている。

#### 4. 被告の行為

第 4 に、裁判所は、MI が、以下のような被告の行為、即ち一定の外交イニシヤチブへの協力の差し控え、なんらの軍縮交渉も開始していないことおよび核兵器の更新と近代化にみられる英国の行為、並びにその行為が自らの条約義務に合致しているとの英国の声明を援用していることを取り上げる。即ち、英国によるこの行為と合法性の主張は、英国の行為と法的立場を対象に異議を申し立てる MI の声明と比べると、NPT 6 条の義務およびこれに対応する慣習国際法の義務の範囲とその履行に関する紛争の存在を示すと、MI が主張しているという(パラ 57 前段)。なお、対印・対パ事件においても、MI は被告それぞれの行為を根拠に紛争の存在を主張している(対印 51 および対パ 51)。

この点につき、裁判所は、まず、特定の争訟事件において紛争が存在するか否かの問題は、見解対立の証拠に拠ることを想起する(前記パラ 37、39 および 40 参照)。そして、被告の行為は、当事者の見解が対立しているとの裁判所による判断に寄与することもありうる(前記パラ 40)としながらも、「本件では MI による多国間の文脈での声明のいずれも、英国の行為に関してなんらの特定性も示していない。かかる声明に基づき、英国がその義務に違反していると MI が主張していたことを英国が認識していたということ、または認識していなかったはずはないということとはできない。この文脈では、英国の行為は、裁判所における 2 国間の紛争を見出す基礎ではない」と結論する(パラ 57 後段。対印 52 対パ 52 は同旨)。

#### C. 結論と主文

上記の検討を経て、裁判所は以下のように結論付けた。「したがって、裁判所は、英国による第 1 の先決的抗弁が支持されねばならないと結論する。これにより、裁判所は規程 36 条 2 における管轄権を有しない。よって、裁判所は英国が提起したその他の抗弁を審理する必要はない。」(パラ 57)。

なお、対印・対パ事件でも上記とほぼ同一の結論が示されているが、以下の点が付言されている。即ち「核軍縮分野における慣習国際法の義務の存在と範囲の問題は本案に属する。しかし、裁判所は、請求の提出以前に当事者間においていかなる紛争も存在しなかったと判示したのであり、よってこれら問題を審理する管轄権を欠いている。」(対印 55、対パ 55)。

この結論を踏まえて、裁判所は前述のように主文を示した。

### Ⅲ. 判決の争点と判事の個別意見

本判決には 16 名の判事のうちゲボルギアン判事とグリーンウッド判事を除く 14 名が個別意見を付した。紛争の存否はこの判決で取り上げられた唯一の争点であり、かつ票決結果にみられるように判事間では大きく見解が分かれた。とりわけ「紛争」の不在を導く際に判決では「認識テスト」を採用しているが、この評価をめぐって見解が対立している。また、請求訴状提出後の当事者間の法廷における見解対立の評価の仕方についても見解が分かれている。さらに、これとの関連で新提訴の

可能性についても多くの判事が言及している。以下この3点について、各判事の見解を概観する。

#### A. 「認識テスト」の評価

多数意見に賛成する判事は「認識テスト」を積極的に評価する。アブラハム所長は、判決の法理を3点に要約する中の第3点目として「各当事者が、他方の見解が自己の見解と対立していることを認識しているか、または認識しているに違いないという状況において、当事者間のやり取りにより紛争が明らかとなる必要がある」として、この判決の法理は2011年人種差別撤廃条約適用事件判決以降に形成されてきた近年の判例法理に合致するという<sup>39</sup>。その他、小和田判事は、従来の判例法理は不明確だとしつつも、「認識」の要素は共通要素であり、被告の「認識」は単なる見解の不一致を真の法的紛争に転換させるものであって、あらゆる事件で不可欠の最低限度の共通分母であると擁護する<sup>40</sup>。ドノヒュー判事も、示された「紛争」要件は近年の判例法理に由来することを指摘し、「認識」が鍵となることを重視している<sup>41</sup>。

これに対して多数意見に反対する判事達はおしなべて「認識テスト」に批判的である。ユースフ次長は、認識要件には先例がなく、紛争存否は客観的決定によるとの判例法理にも反すると批判する<sup>42</sup>。トムカ判事も、紛争存否の判断は判例法理に沿っていないと批判する<sup>43</sup>。ベヌーナ判事は、従来紛争の存否は客観的に決定されてきたが、裁判所は新たな主観的要素を導入したのであり、提訴時で法と分析の時を止め、被告に認識を要求することで、裁判所は、適正な司法運営(sound administration of justice)に望ましい柔軟なアプローチを犠牲にして過度の形式主義を示した等、と批判する。とくに多数意見が本件口頭弁論直後に出された2016年ニカラグア対コロンビア事件に依拠した点を批判し、認識テストの展開は、ICJの従来のアプローチを損なうと指摘する<sup>44</sup>。カンサーダ・トリンダーデ判事は、アブラハム所長が注目する人種差別撤廃条約適用事件を従来の一貫した判例法理からの逸脱だと位置づけ、一貫した判例法理を超える敷居の導入で紛争決定は形式主義的理由づけになっている等と批判する<sup>45</sup>。セプティンデ判事も、認識テストは新規の基準であり、判例法理からすれば異質であることを指摘し、そこに一定の主観性の導入を見出している<sup>46</sup>。ロビンソン判事も、判例は紛争の存否については一貫してきたが、本判決はこれを反映しておらず、「認識」を紛争要件とする例はないと主張した<sup>47</sup>。クロフォード判事も、多数意見の「客観認識」テストに不同意であるとしたうえで、これは判例法理にないものであって、客観認識テストは本判決が否定する形式的通告要件と区別しがたい、と指摘した。加えて、裁判所は伝統的に紛争決定には柔軟性を示してきたとしている<sup>48</sup>。ベジャウィ・アドホック判事も、本判決が伝統的判例法理から逸脱していることを指摘し、過度の形式主義に陥っていることを批判する。また、「認識テスト」

39 Declaration of President Abraham, paras. 3, 6-14.

40 Separate opinion of Judge Owada, paras. 10, 13 and 14.

41 Declaration of Judge Donoghue, paras. 7-8.

42 Dissenting opinion of Vice-President Yusuf, paras. 5-8.

43 Separate opinion of Judge Tomka, para. 2.

44 Dissenting opinion of Judge Bennouna, pp. 5-6.

45 Dissenting opinion of Judge Cançado Trindade, pp. 9 and 13.

46 Separate opinion of Judge Sebutinde, paras. 10-29.

47 Dissenting opinion of Judge Robinson, paras. 23-51.

48 Dissenting opinion of Judge Crawford, paras. 3-19.

に照らしても英国は紛争を認識していたといえるとしたうえで、認識のレベル決定の困難さを指摘し、紛争存否の判断は客観的になされるという点との矛盾を指摘している<sup>49</sup>。

なお、多数意見に賛成したシュエ判事も紛争不在での請求却下には疑問が生じうることを認めている<sup>50</sup>。また、バンダリ判事は認識テストにより請求国が再度事件を提起する可能性を指摘して、認識テストの問題性を示唆している<sup>51</sup>。

このように「認識テスト」の評価は多数意見の側に立つ判事たちは従来の判例に沿ったものだと見るのに対して、反対意見の判事たちは新規なものとして批判している。従来の判例では(そしてこの判決でも)紛争の存在はICJの「客観的」な決定によるとしているのに、被告の「主観的」認識をICJがいわば付度しているからである。そこには被告側から紛争不在の「口実」として認識の欠如が濫用される可能性が生じる。また、後述するように、認識テストは新提訴の誘因となり、訴訟経済(judicial economy)の要請に合致しないことも問題点として指摘される。加えて、多数意見の判事の中にも「認識」テストに関する疑義が存在している。この判断が、対英事件については8対8となり裁判所長の決定投票によるものであったことと考え合わせると、「認識」テストがICJの今後の判決で維持されるかどうか、注目される。

## B. 事後の紛争化の評価

紛争が存在すべき時点が請求訴状の提出時又はそれ以前でなければならないか、およびそれ以後の法廷における当事者による陳述をどのように評価するかについても、見解が対立している。

多数意見に賛成する判事たちは、請求訴状提出時点ないしはそれ以前に紛争が存在しなければならないとする。例えば、アブラハム所長は、紛争の存在は管轄権行使の条件であるだけでなく、管轄権が存在するための条件であるとしたうえで、その条件充足の確定は手続開始の期日だとする。また、この点についても前記人種差別撤廃条約適用事件以来の最近の判例傾向であることを指摘する<sup>52</sup>。小和田判事も、1996年ジェノサイド条約適用事件(ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴ)判決(先決的抗弁)では特異な事情があったのであり、訴訟中の陳述の依拠は一貫した判例法理からの逸脱ではないとして、紛争存在の決定的期日は提訴時だという<sup>53</sup>。シュエ判事も、提訴後に紛争が存在することの問題を指摘し、不意打ち提訴は望ましくないと指摘する<sup>54</sup>。ドノヒュー判事も、提訴に初めて紛争が存在することについて否定的である<sup>55</sup>。

これに対して反対意見の判事達は異論を唱える。ユースフ次長は、紛争は原則として提訴時に存在しなければならないことは先例となっているが、初期的紛争(incipient dispute)であつてもよいとする。本件については、提訴に先立ち初期的紛争が存在しており、訴訟手続を経て完全に結晶化したとした<sup>56</sup>。トムカ判事も、紛争の存在は管轄権行使の条件に過ぎないとしたうえで、規程38条に基づき付託時点での紛争が存在すべきと解することに異論を唱え、手続中に紛争の存在が明らか

49 Dissenting opinion of Judge ad hoc Bedjaoui, paras. 7-31.

50 Declaration of Judge Xue, para. 4. 小和田判事も疑義が生じうることを指摘する(*supra* note 40, para. 11.).

51 Separate opinion of Judge Bhandari, paras. 1-15.

52 *Supra* note 39, paras. 3-7.

53 *Supra* note 40, paras. 15-18.

54 *Supra* note 50, para. 6.

55 *Supra* note 41, para. 5.

56 *Supra* note 42, paras. 41 and 60.

になったとみている<sup>57</sup>。ベヌーナ判事は前記人種差別撤廃条約適用事件判決により判例変更がなされたという点を批判し、同判決での紛争不在認定は、人種差別条約上の付託条項の解釈(交渉の前置)から導かれたものにすぎず、実際には紛争は存在していたと主張している<sup>58</sup>。カンサーダ・トリンダーデ判事も、判例法では提訴後の行為も考慮しているとして、本件でも紛争の存在は明らかだとする<sup>59</sup>。ロビンソン判事も、提訴後の証拠は紛争存在の確認にとどまるというのは判例を誤解したものであり、判例は多数意見より決定的でも非妥協的でもなく、紛争認定にあたり手続中の被告の反論を重視する余地があり、被告に与えられる対処の機会については、紛争要件よりも手続上の法の適正過程(procedural due process)の問題としてのほうが適切に扱えると論じる。また、事実から見て紛争は存在したという<sup>60</sup>。クロフォード判事は、南西アフリカ事件に依拠して複数国を含む多国間フォーラムでかかる紛争は結晶化しうるとして、本事件を多数国間紛争と性格づけるべきだったと論じるが、他方、MIが多国間関係において核兵器国の主張に対する不同意の側に立っていることに照らせば、提訴時に原告被告間で初期的紛争があったのであり、提訴時に紛争は存在すると論じる<sup>61</sup>。ベジャウィ判事は、提訴時に紛争が存在しなければならないことを認めようとして、多数意見は提訴後の証拠を検討しておらず、柔軟性を欠くと非難する。そのうえで、2014年のMI声明の解釈については、ICJが英国の代理をあえてしているようにみえると批判し、核紛争の独自の性質に照らして、紛争がNPTにはビルトインされていると論じる<sup>62</sup>。

このように、提訴時に何らかの「紛争」が存在すべきことについては、多くの判事の共通見解であるように思われる。しかし、その紛争の内容については、初期的紛争であってもよく、裁判手続を通じて結晶化することを認める見解も存在している。また、多数国間紛争である、あるいは核軍縮をめぐる独自の性格を有する紛争であるにとらえて、本件の持つ特殊性に注目する見解も存在する。

### C. 新提訴の可能性

本判決を承けて、原告側には新提訴の可能性が残された。ICJへの再審請求は、判決の時に知られていなかった新事実の発見を理由とする場合のみであり、同一事件を再度付託することはできない(ICJ規程61条)。しかし、今回はそもそも「紛争」が存在しないと判断されたのだから、RMIが問題とした事柄を「紛争」化する、すなわちRMIが被告等の見解に「積極的に反対し」、自らの見解がRMIにより「積極的に反対されている」ことを被告等に認識させることにより、新たな提訴は理論上可能である。あるいは、今回の手続を通じて被告等は自らの見解が原告により「積極的に反対されている」ことを明らかに認識したのであって、現時点ではすでに「紛争」が存在しているともいえる。

この新提訴の可能性は、多数意見への賛否に拘わらず複数の判事によって示されている。例えば、反対意見に立つユースフ次長は、多数意見における「認識テスト」批判の文脈で、かかるアプローチは、同一紛争の第2次提訴を奨励することで、訴訟経済と適正な司法運営を損なうと指摘す

57 *Supra* note 43, paras. 13-32.

58 *Supra* note 44, pp. 2-3.

59 *Supra* note 45, paras. 24-25.

60 *Supra* note 47, paras. 9-69.

61 *Supra* note 48, paras. 7-31.

62 *Supra* note 49, paras. 32-67.

る<sup>63</sup>。ベヌーナ判事も、紛争が存在することを指摘し、紛争不在事由を回避するには再度提訴するだけで十分だと指摘する<sup>64</sup>。ロビンソン判事は、多数意見は適正な司法運営に悪影響を与えたと批判し、不要な手続の拡張に反対するが、請求却下の理由に照らせば、理論上請求国は被告にもう一度請求を提起できると指摘する<sup>65</sup>。ベジャウィ・アドホック判事も、明日MIが必要なのは、要式紛争を再提出するためには、被告の核政策への反対表明を数行書いた口上書送付だけだとして、新提訴の可能性を示唆している<sup>66</sup>。

他方、多数意見に同調する判事として、例えば、小和田判事は、本訴訟で新たな法的事態が発生したかもしれないとしたうえで、提訴時に存在した法的事態に関する裁判所の立場を判決が反映する限度では、新規請求は同一の先決的抗弁には服しないと指摘し、新規請求の発展可能性は未決問題であり、その命運は管轄権・受理可能性に関するすべての抗弁についての裁判所による検討次第だと付言している<sup>67</sup>。シュエ判事は、紛争不在による却下をめぐる問題点を提示する文脈で、MIが準備して戻り、今までに紛争は結晶化したとして、同趣旨で事件を付託しうるかもしれないと指摘している。彼女は、訴訟経済のために、リアリズムと柔軟性が現事情下では要請されるように思われるとも付言する<sup>68</sup>。ガヤ判事も、RMIが新提訴に及ぶ可能性があり。本判決で他の抗弁も判断すべきとする<sup>69</sup>。バンダリ判事も、請求国は再度事件を提起する可能性があるとは指摘し、これは望ましくない結果で、奨励されないとして、他の抗弁も審理すべきだったと述べる<sup>70</sup>。

このように、本判決によっても原告は再び同様の訴訟を提起する機会を得ることは、判事達に共通の理解であって、この点は訴訟経済および適正な司法運営の観点から強く批判されている。

#### IV. その他の争点

判決は紛争の不在を支持し、それゆえに他の争点について審理を要しないとしたが、一部の判事は、その他の争点に言及する。そこで、訴答書面および口頭弁論で提起された他の争点のいくつかにつき以下簡潔に触れておきたい(なお、パキスタンは口頭弁論を欠席している)。

まず、対英・対印・対パの3事件に共通する争点としては、判決が取り上げた「紛争」の存否以外に、(1)必要当事者の不在、(2)判決の実効性、(3)管轄権受諾の目的に関する事項が挙げられる。

##### A. 必要当事者の不在

(1)は、本訴訟が核保有9カ国のうち3カ国のみを被告とする別個の事件であり、かつ原告が被告の核軍縮交渉義務違反を主張していることと関連する。被告の「交渉義務」違反の認定は必然的に交渉の相手方である他方交渉当事国の義務違反の認定を伴うはずだが、当該他方当事国(第三国)は本件訴訟に参加していないためICJは当該第三国に対して管轄権を有していない。このような「必要

63 *Supra* note 42, para. 24.

64 *Supra* note 44, p. 2.

65 *Supra* note 47, para. 55.

66 *Supra* note 49, para. 49.

67 *Supra* note 40, para. 21.

68 *Supra* note 50, para. 4.

69 Declaration of Judge Gaja, para. 1.

70 Separate opinion of Judge Bhandari, para. 13.



当事者」(必要第三国)が不在である以上、本件につき管轄権は不在である、ないしは請求の受理可能性は認められないと被告等は主張した<sup>71</sup>。とくに英国は「片手の拍手」という比喻を用いて一国のみでは交渉は不可能であり、交渉追求努力が誠実かどうかは相手国の行為との関係でしか適正に評価できないと主張する<sup>72</sup>。これに対してRMIは、本件の主題は被告が核軍縮誠実交渉義務を履行しているか否かであって、交渉の提起の有無や核軍備の改良など各国の義務履行は個別に評価できる等と反論している<sup>73</sup>。

この争点については、各判事の個別意見においても言及されている。例えば、トムカ判事は、前述のように紛争の不在については反対しつつも、必要第三国の不在を理由に請求の受理可能性を否定する。これは、1953年貨幣用金塊事件判決での「必要第三国」の法理に基づくのではなく、被告の行為の評価には、他の核保有国の行為を理解する必要があるが、その第三国が出廷していないことから、裁判所は被告の行為を審理できないと主張する<sup>74</sup>。同判事はこのような理由から、主文(2)については賛成した。核軍縮の問題は、本来的に多国間協力を要するのであって、2国間紛争を処理する裁判所の任務の限界を超えているとの理解を同判事は示している<sup>75</sup>。また、シュエ判事も、英国が提起した抗弁のうち必要第三国の不在および判決の実効性に係る抗弁に言及し、裁判所はこれを判断すべきだったと指摘する<sup>76</sup>。

## B. 判決の実効性

争点(2)は(1)と関連する。原告は請求訴状において、裁判所が被告による核軍縮交渉義務違反を認定し、判決後1年以内の核軍縮交渉義務履行のための必要措置をとるよう被告に対して命令することを請求した<sup>77</sup>。被告等は、これら判決は結果として核軍縮交渉の一方当事者にのみ向けられることとなることから、実効性のない判決となる可能性があり、かかる実際の帰結のない判決を下すことはICJの司法任務を越えたものである等と主張した<sup>78</sup>。これに対してRMIは、被告等について判決は以下のような実際の帰結をもたらすと反論した。まず、英国については、①英国が国連総会、軍縮会議、NPTおよび核軍縮に関するOEWG等で核軍縮交渉を支持すること、②完全核軍縮交渉の討議と交渉に誠実参加すること、③必要な場合に、かかる交渉を提議すること、④核兵器システムを質的に改良し無期限の将来にわたりこれを保持する行動(トライデント更新が示唆されている)を停止すること、である<sup>79</sup>。インドについては、同国はカットオフ条約(FMCT)以外支持していないし、核軍備競争停止や制限交渉の提案も、交渉の「追求」もしていないので、かかる趣旨の宣言は実際的に重要性を持つ<sup>80</sup>。パキスタンについては、FMCT交渉開始に反対し核軍拡競争制限

71 Preliminary Objections of the United Kingdom, pp. 36-48, paras. 83-103; Counter-Memorial of India, pp. 17-22, paras. 27-42; Counter-memorial of Pakistan, pp. 56-59, paras. 8.73-8.94.

72 CR 2016/3, pp. 31-32.

73 CR 2016/5, pp. 38-44.

74 *Supra* note 43, paras. 31-41.

75 *Ibid.*, paras. 39-40.

76 *Supra* note 50, paras. 9-11.

77 原告の請求訴状については、山田、前掲論文(註2)参照。

78 Preliminary Objections of the United Kingdom, pp. 48-52, paras. 104-112; Counter-Memorial of India, pp. 38-40, paras. 88-92; Counter-memorial of Pakistan, pp. 59-63, paras. 8.95-8.118.

79 CR 2016/5, pp. 44-50.

80 CR 2016/1, pp. 58-61.

措置交渉を提案していないし、核軍備の拡張・改良・多様化を行っている。原告の求める宣言判決はパキスタンの行為に含意を持つと主張している<sup>81</sup>。

### C. 管轄権受諾の目的

(3)は、RMIによるICJ管轄権受諾宣言の留保に依拠している。同宣言では「紛争の他のいずれかの当事国が当該紛争との関係においてのみ又は当該紛争を目的としてのみ国際司法裁判所の義務的管轄権を受諾した紛争」が管轄権受諾の対象外とされている(類似の留保は英印の宣言にもあるが、パキスタンの宣言にはない)。被告等はいずれも、RMIによる管轄権受諾宣言は本件訴訟が目的であり、この留保の場合に該当するという<sup>82</sup>。これに対しRMIは、例えば対英事件での口頭弁論において、同国については本件以外にも地球温暖化に関連してICJ提訴が取りざたされていることやRMIが本件訴訟を目的としてのみ管轄権受諾宣言を出したとするなら現在でもなお同宣言につき破棄・修正・限定を行っていないことは不合理である点を指摘している<sup>83</sup>。

### D. 時間管轄

次に、各事件個別の争点に触れたい。もっとも紙幅の関係でここでは(4)時間管轄の留保(対英・対印事件)、(5)敵対行為等の事実・事態に関する留保(対印事件)、(6)原告適格(対パ事件)、この3点に限定する。

まず(4)であるが、RMIのICJ管轄権受諾宣言はその対象を「1991年9月17日以後の事態または事実に関して同日以後に発生するすべての紛争」に限定している(時間管轄)。英印はこの留保を相互主義により援用する。英国は、NPTへの英国の参加などRMIの請求の根拠となった事態・事実は70年代にまで遡るのであって、これがRMIの主張する違反の実質的部分であるとして、管轄権の欠如を主張した<sup>84</sup>。インドもまた、その核能力の獲得が1974年5月であり、他方RMIの権利はNPT6条に由来するのだから、その権利はNPT成立の1968年に遡るとして、管轄権の欠如を主張した<sup>85</sup>。これに対して、RMIは、同国の宣言にいう1991年9月17日は同国の国連加盟日であることを指摘したうえで、本件紛争の真因たる特定の事実・事態は、6条に関しては原告のNPT加入の1995年1月30日以後の被告の行為、慣習法に関しては1996年7月8日(ICJ勧告的意見で慣習法が有権的に確認された)以後の被告の行為である。いずれも、RMIの国連加盟、つまり国際社会に完全統合された日(1991年9月17日)以後であって、時間管轄は本紛争を管轄権から除外しないと反論した<sup>86</sup>。

### E. 敵対行為等の留保

(5)は対印事件におけるインドの管轄権受諾宣言での留保をめぐる争点である。同宣言では「インドが現在関与し、これまで関与し、または将来関与するであろう、敵対行為、武力紛争、自衛に際

81 CR 2016/2, pp. 49-54.

82 Preliminary Objections of the United Kingdom, pp. 33-36, paras. 76-82; Counter-Memorial of India, p. 42; Counter-memorial of Pakistan, pp. 26-27, paras. 7.34-7.39.

83 例えば、対英事件の口頭弁論について以下参照。CR 2016/5, pp. 28-32.

84 Preliminary Objections of the United Kingdom, pp. 28-33, paras. 63-75.

85 Counter-Memorial of India, pp. 36-37, paras. 83-87.

86 CR 2016/5, pp. 32-38; CR 2016/1, pp. 39-45.

してとられる個別的もしくは集団的行動、侵略への抵抗、国際機関が課す義務の履行および他の類似した若しくは関係する行為、措置又は事態」をICJの義務的管轄権から除外している。インドはこの留保に基づき、防衛能力強化のインドの措置は、留保対象事項に該当し、また、この留保は、将来生じる事態を除外しているのだから、インドが将来生じる事態に対して核兵器開発が必要だとみたら、その措置は除外される等と主張した<sup>87</sup>。これに対してRMIは、この宣言発出(1974年9月)の直前にICJが扱ったパキスタン人捕虜裁判事件(パキスタン対インド)を参照しつつ、この留保の限定的解釈を主張し、インドがいうように「国家安全保障および自衛に関するなんらかの事項」を除外する意図なら、宣言においてその文言を使用したはずだと反論している。加えて、仮にインドの核保有が留保事項に該当するとしても、本紛争は除外されない。RMIの請求は核保有の適法性ではなく、核軍縮誠実交渉遂行とその完結義務に焦点があり、この義務遵守で、留保に係る被告国の権利は縮減されないと論じた<sup>88</sup>。

## F. 原告適格

(6)は対パキスタン事件における争点である。パキスタンはNPT非締約国であるところ、RMIはNPT6条ではなくこれと同一内容の慣習法が存在しているとして、これに基づき被告の義務違反を主張している。これに関しては、パキスタンはRMIの原告適格(訴えの利益)の否認を主張した。まず1996年ICJ勧告的意見は軍縮交渉義務がエルガオムネスな義務だとは認めていないとして、前提となる慣習法上の義務のエルガオムネス性を否認する。また、ICJの判例に基づき国際法一般に民衆訴訟は未確立であるとした<sup>89</sup>。これに対してRMIは、核軍縮誠実交渉・完結義務はエルガオムネスな義務であると主張したうえで、ICJの判例法理では、条約当事国間でのエルガオムネスな義務に基づく訴訟が認められてきている等と主張し、RMIは、パキスタンが国際社会全体に対して負う義務に違反しているとの請求を裁判所に提起する当事者資格を明確に有していると真っ向から反論した<sup>90</sup>。

## むすびにかえて

本件に関する以上の簡単な素描を踏まえると、本件判決は、新提訴の可能性を残したことに對する訴訟経済や適正な司法運営の観点からする批判を乗り越えてまで「紛争の不在」を理由に請求を却下したことに鑑みれば、核軍縮義務実現過程におけるICJの役割については自制的であることを示した。

しかし、以下のような含意にも注目しておきたい。

第1に、本件判決の特徴は、「法律的紛争」ではなく「紛争」そのものの不在を理由に請求が却下された点である。そこではいわゆる「認識」テストが大きな役割を果たしているが、前述の通り、この評価をめぐっては判事間で大きな対立が存在している。この基準が今後どの程度判例法として確立していくか、今後のICJの実行を注視する必要がある。

87 Counter-Memorial of India, pp. 27-30, paras. 53-62.

88 CR 2016/1, pp. 45-49 and CR 2016/6, pp. 18-23.

89 Counter-memorial of Pakistan, pp. 51-55, paras. 8.49-8.63.

90 CR 2016/2, pp. 18-24.

何人かの判事は、本件は2国間の争訟事件として位置づけることには困難が伴うという見解を有していたことが注目される<sup>91</sup>。このような見解が「紛争不在」という判断に対して何らかの影響を与えているのかどうか。この「認識」テストの射程を考えるととの関連で検討を要するだろう。

第2に、新提訴の可能性についてである。RMIと英国との関係についてみれば、英国によるICJ管轄権受諾宣言の留保をめぐる問題がある。英国はRMIの提訴後に自国の宣言につき「同一当事者または他の当事者により以前に付託された紛争と実質的に同一の紛争」(any dispute which is substantially the same as a dispute previously submitted to the Court by the same or another Party)を管轄権から除外する修正をおこなった(2014年12月)。これについては、本判決においてRMI・英国間に「紛争」は存在しないことが認定されたのだから、「以前に付託された紛争」は存在しないこととなり、新提訴はこの留保によって妨げられないとも考えられる。本判決は、「付託される紛争」を裁判することを任務とするとした規程38条1を援用し提訴時における紛争の存在を管轄権成立要件とした。これに照らすなら、英国の宣言でいう「付託された紛争」もまた付託時点で存在する紛争と解することが可能である。もっとも、38条1の解釈と英国宣言の解釈が同じであるとは限らないことにも留意する必要があるし、この留保の意味について「以前に付託された紛争」には「紛争だと主張されて付託された紛争」も含むとの主張が英国からなされることも考えられる。いずれにせよICJが管轄権受諾宣言に付された留保をどのように解釈するかが争点となろう。もちろんRMIが新たに「紛争」化を狙った行動をとった場合、被告側が提訴を回避すべく各自の管轄権受諾宣言に新たな留保を付すか、あるいは撤回する可能性も存在する。

また、本件判決では紛争の存否だけが判断されたのであって、前述した管轄権および受理可能性をめぐる他の争点については判断が回避されている。新提訴に際しては、この点の検討を十分におこなうことは不可欠な作業となる。

第3に、RMIと英印パの関係に限らず、ひろく現在の多国間の核軍縮「交渉」に与える次のような含意が考えられる。本件は多国間フォーラムにおける外交上のやり取りの中から生じる「紛争」を対象としており、本判決はかかる場における国家のどのような行動がICJに付託し得る「紛争」につながるかについての指標を提供した。多国間フォーラムにおける国家行動にこのような指標がどの程度反映されるかに注目したい。

とりわけ、前述したように現在国連総会においては核軍縮の効果的措置をめぐり具体的な提案がなされており、実際にNPT6条を援用しつつ核兵器国にその履行を迫る主張も存在する<sup>92</sup>。この文脈でICJに係属し得る「紛争」化を念頭に置き、対象国を特定する主張が展開される可能性がある。これが多国間交渉の場における「提訴の威嚇」として機能し得るとすれば、核軍縮交渉義務の実現過程においてICJは一定の役割を果たすことになる。

他方で、本件判決では、会議に参加しないことが、被告側の「認識」欠如を証明する根拠の一つとされていることからすれば、「紛争」化を回避するために関係会合の欠席戦術をとる行動が生じるかもしれない。結果的に、本判決は核軍縮交渉を阻害する可能性もある。

また、ICJの義務的管轄権受諾国に限定してみるならば、国際会議の場において特定国を名指ししての、あるいは対象国が容易に特定し得るような仕方での言及により、特定国の義務違反行為に

91 例えば、シュエ判事は、MIが国際社会の利益に資するために提訴に及んだとし、2国間問題として扱うことは困難であり、このような紛争をICJが扱うことに疑義を提起している。Supra note 50, paras. 8, 15 and 16.

92 例えば、2016年10月14日の国連総会第1委員会におけるオーストリア代表の声明。

つき抗議する場合、対象国は「紛争」が生じたと認識して、前述のように管轄権受諾宣言の撤回ないし修正を図る可能性が生じる。本件判決が、ICJ 規程 38 条 2 に基づく選択条項システムのありかたにどのような影響をもたらすかを見極める必要があるが、かかる動きが広がれば、核軍縮交渉義務の実現過程において ICJ が果たす役割は縮減することとなる。

なお、上記の含意は ICJ の訟争手続についてみた場合であって、核軍縮交渉義務の実現過程における勧告的手続による ICJ の役割は別途検討が必要である。

(2016年11月16日脱稿)

【付記】本稿は公益財団法人政治経済研究所の2016年度個人研究費による成果の一部である。